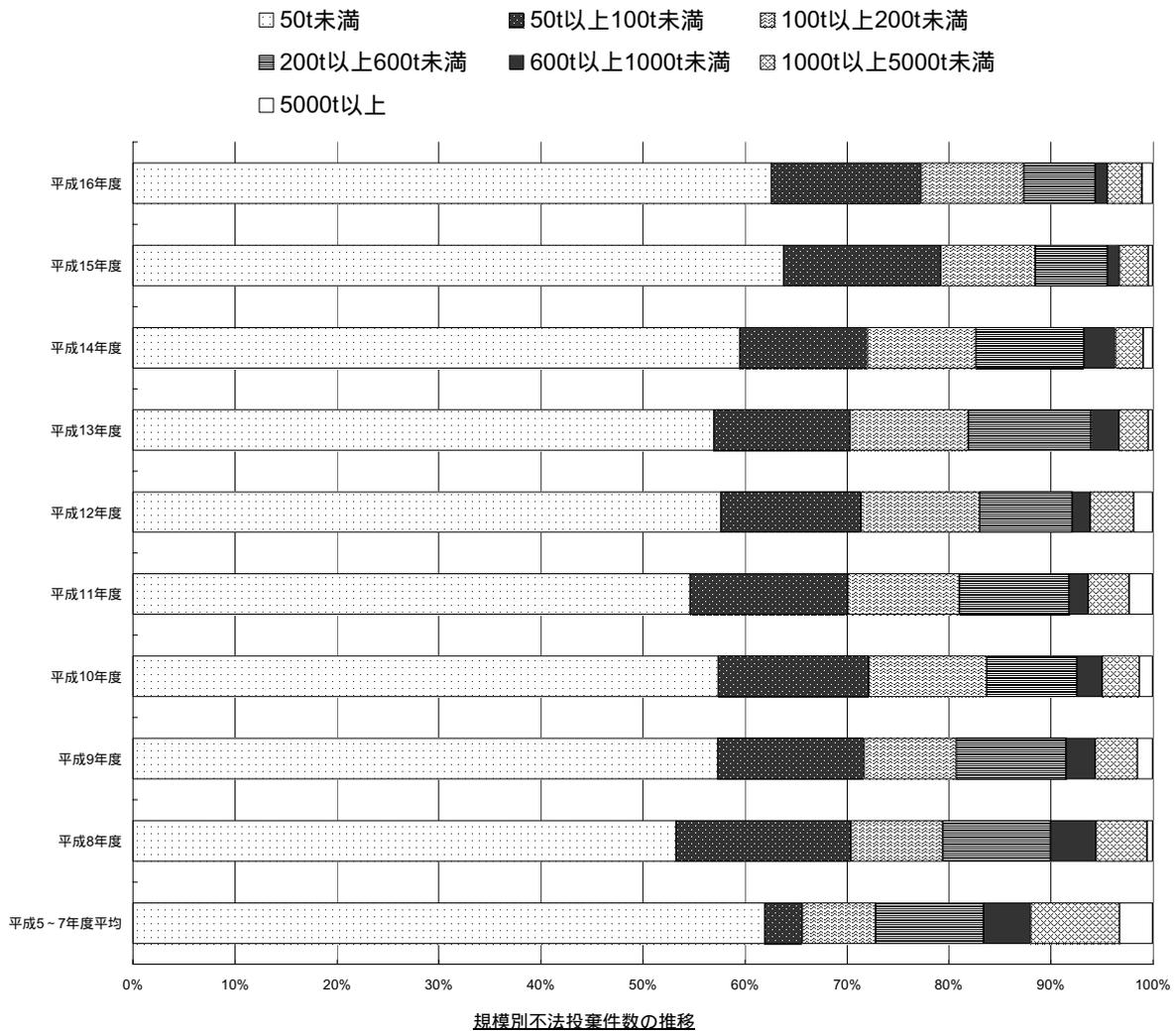


## 2. 規模別不法投案件数

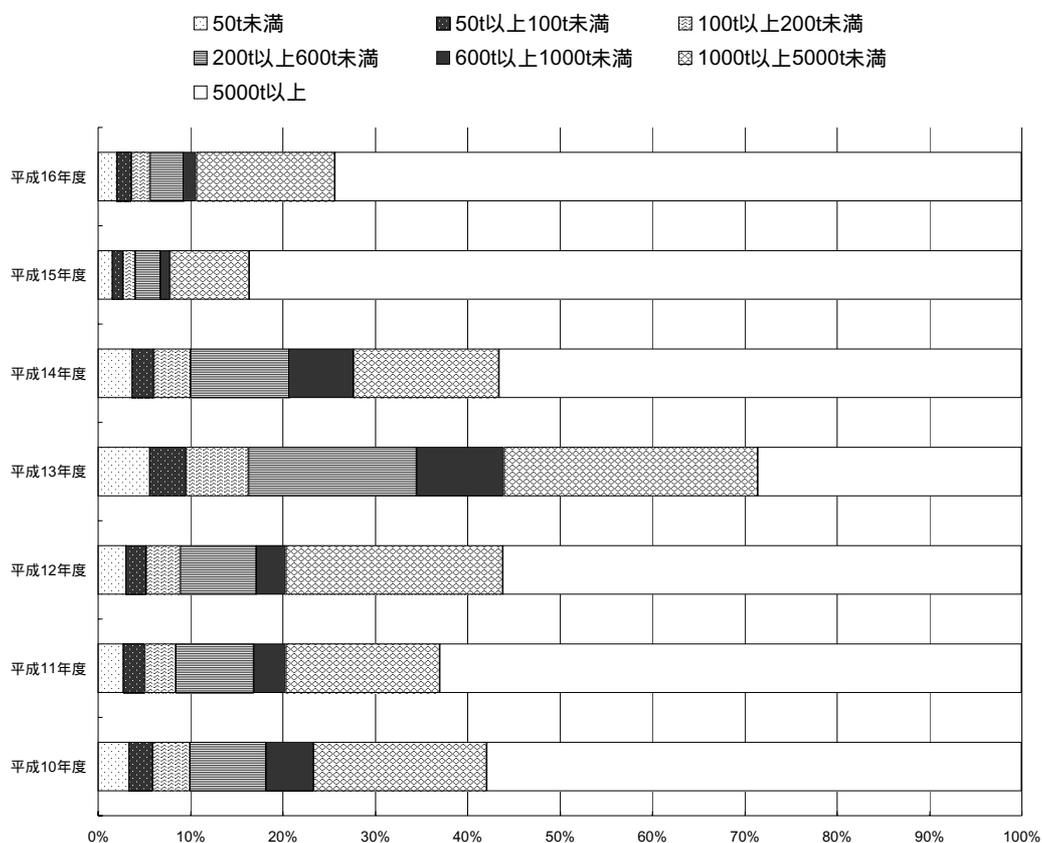
投棄規模	平成5～7年度平		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
50t未満	269	62.0	383	53.0	490	57.0	687	57.4	573	54.6	592	57.6	655	57.0	556	59.5	570	63.8	421	62.6
50t以上100t未満	16	4.0	123	17.0	123	14.0	177	14.8	162	15.4	141	13.7	154	13.4	117	12.5	138	15.4	99	14.7
100t以上200t未満	31	7.0	65	9.0	77	9.0	138	11.5	115	10.9	120	11.7	133	11.6	99	10.6	83	9.3	68	10.1
200t以上600t未満	46	11.0	76	11.0	92	11.0	106	8.9	113	10.7	93	9.1	138	12.0	99	10.6	63	7.0	47	7.0
600t以上1000t未満	20	4.0	32	4.0	25	3.0	30	2.5	20	1.9	18	1.8	32	2.8	29	3.1	11	1.2	8	1.2
1000t以上5000t未満	38	9.0	36	5.0	35	4.0	43	3.6	42	4.0	44	4.3	33	2.9	25	2.7	25	2.8	23	3.4
5000t以上	14	3.0	4	1.0	13	2.0	16	1.3	24	2.3	19	1.9	5	0.4	9	1.0	4	0.4	7	1.0
合計	435	100.0	719	100.0	855	100.0	1,197	100.0	1,049	100.0	1,027	100.0	1,150	100.0	934	100.0	894	100.0	673	100.0



### 3. 規模別不法投棄量

投棄規模	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	投棄量 (t)	割合 (%)												
50t未満	14,051	3.3	11,887	2.7	12,135	3.0	13,389	5.5	11,765	3.7	11,346	1.5	8,427	2.1
50t以上100t未満	11,143	2.6	10,111	2.3	8,887	2.2	9,708	4.0	7,427	2.3	8,653	1.2	6,377	1.6
100t以上200t未満	17,152	4.0	14,417	3.3	14,856	3.7	16,233	6.7	12,738	4.0	10,152	1.4	8,369	2.0
200t以上600t未満	34,974	8.2	36,631	8.5	33,138	8.2	44,018	18.2	33,994	10.7	20,151	2.7	14,779	3.6
600t以上1000t未満	21,672	5.1	15,007	3.5	13,001	3.2	22,846	9.5	22,019	6.9	7,672	1.0	5,976	1.5
1000t以上5000t未満	79,475	18.7	72,271	16.7	94,807	23.5	66,452	27.5	50,095	15.7	64,067	8.6	61,399	14.9
5000t以上	245,833	57.9	272,968	63.0	226,449	56.2	69,030	28.6	180,143	56.6	622,937	83.6	305,499	74.4
合計	424,300	100.0	433,293	100.0	403,274	100.0	241,676	100.0	318,181	100.0	744,978	100.0	410,824	100.0

投棄量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値とは異なる。



規模別不法投棄量の推移

(参考3)

## 平成16年度大規模事案(5,000トン以上)の概要

### 茨城県鹿嶋市

投棄量 約40,000トン

廃棄物の種類 廃プラ、木くず、紙くず等

投棄実行者 無許可業者(解体業者)

行政処分 なし(行政指導中)

支障の除去等の状況 未着手

#### 概要

平成15年春ごろから、残土処分場に首都圏から廃プラ、木くず、紙くず等が搬入された。事業系一般廃棄物も含まれている。

平成16年6月、解体業者の代表及び関係者が無許可処分業で逮捕起訴された。当時の代表者は、現在服役中。県は、撤去指導を行っており、現場の崩落防止措置はとられたものの、資力不足を理由に、廃棄物の撤去はまだ行われていない。

地形上の問題からも、法面の補強なしに安易に撤去できないため、対応を検討中。

### 茨城県波崎町(現神栖市)

投棄量 約12,000トン

廃棄物の種類 廃プラ、木くず、金属くず等

投棄実行者 無許可業者

行政処分 なし(行政指導中)

支障の除去等の状況 未着手

#### 概要

平成16年10月、町に通報があり発覚。

立入調査の結果、田に廃プラ、木くず、金属くず等の堆積を確認した。首都圏方面からのものと思われる。

県の撤去指導にもかかわらず、撤去実績はない。県では、実行者の資産・職業等の調査と併行して、引き続き撤去指導していく方針

### 栃木県那須塩原市

投棄量 約5,000トン

廃棄物の種類 建設系木くず、廃プラ、金属くず等

投棄実行者 無許可業者

行政処分 なし

支障の除去等の状況 撤去中

#### 概要

平成16年10月上旬、地域住民から、建設系木くず等の産業廃棄物が、第三者の農地に大量に搬入されているとの通報があった。

県が調査したところ、無許可業者が「チップを堆肥にする」として中間処理業者から、廃プラ、金属くず等の混じった建設系木くずの処理を引き受け、「農地のためにも良い」として第三者の農地に大量に不法投棄していたことが発覚した。

県は、発覚当時（平成 16 年 10 月）から、廃棄物処理法第 16 条違反（他人の土地への不法投棄）だとして、実行者に対し撤去を指導してきたところ、平成 17 年 6 月、一部が撤去された。

また、平成 17 年 8 月には、排出元である県外の中間処理業者が判明し、撤去を指導したところ、平成 17 年 11 月から撤去が行われることとなった。

#### 栃木県那須塩原市

投棄量 約 6,000 トン

廃棄物の種類 木くず、伐採木、建設廃材等

投棄実行者 許可業者

行政処分 なし（県の指導に応じ撤去を実施）

支障の除去等の状況 撤去済

##### 概要

平成 16 年 7 月ごろ、許可業者（投棄実行者 / 土木業者）が、土木工事や建設工事等から生じた木くず、伐採木、建設廃材等について、チップ堆肥化の処理を委託するとして、無許可業者の農地に大量搬入を開始した。

県が調査した結果、8 月には、不法投棄として発覚した。

県は廃棄物処理法第 16 条違反だとして、平成 16 年 10 月から許可業者（投棄実行者）を指導してきたところ、撤去が進み、平成 17 年 5 月には、全量撤去が完了した。

#### 静岡県沼津市

投棄量 約 204,000 トン

廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず等

投棄実行者 許可業者及び無許可業者

行政処分 業及び施設設置許可の取り消し

支障の除去等の状況 一部撤去済

##### 概要

平成 12 年 10 月頃、許可業者の敷地に隣接する山林内へ廃プラスチック類や木くず等が不法投棄されていると地域住民から県に通報があり、県は立ち入り検査を継続して実施してきた。

平成 16 年 11 月以降、許可業者の代表取締役及び社員並びに無許可業者の社員合わせて 20 名が逮捕され、平成 17 年 5 月から 10 月にかけて、一部の者を除き、有罪が確定した。

不法投棄量の 204,000 トンは、検察の冒頭陳述による情報やボーリング調査結果等に基づく推計値である。

現在、投棄実行者が最上段部の撤去を実施している。

#### 愛知県一色町

投棄量 約 8,500 トン

廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類、木くず

投棄実行者 許可業者及び無許可業者

行政処分 業の許可取消

支障の除去等の状況 一部撤去済

概要

許可業者及び無許可業者が、平成 13 年頃から養鰻池跡地（3 か所）に廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物を搬入していたようであるが、平成 16 年 8 月頃からダンプの出入りが目立つようになり、町と地域住民が不法投棄したとして警察に相談したところ、平成 17 年 1 月、実行者等 7 名が逮捕された。

県は、調査に基づき、6 月から実行者に対して撤去を指導したところ、7 月から 9 月末までに 2,080 トンが撤去された。

また、不法投棄を実行した許可業者 2 社は、いずれも業の許可取消処分（6 月及び 8 月）。

#### 愛媛県松山市

投棄量 約 30,000 トン

廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラス等

投棄実行者 許可業者

行政処分 180 日間の事業の全部停止

支障の除去等の状況 実施済

概要

平成 16 年秋頃から平成 17 年 2 月にかけて、許可業者が、許可区域外の借地に廃プラスチック類等の廃棄物を不法に埋め立てていた。

市は、このことが発覚した平成 17 年 3 月に投棄実行者である許可業者に撤去を指導するとともに、5 月には行政処分（廃棄物処理法第 16 条違反で 180 日間の事業の全部停止）を行った。9 月には撤去作業が完了。